

(仮称) 山田西阪急ビル建設事業に係る環境影響評価準備書  
に対する市長の意見書

平成14年(2002年)2月

吹田市

今後、事業者が本事業に係る環境影響評価書を作成するに当たっては、下記の事項について十分留意されたい。

## 記

### 1 大気汚染について

- ア 吹田市全域における二酸化窒素に係る環境基準又は吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持を困難にしている主要因が自動車排出ガスであることを踏まえ、供用後に発生する自動車交通による窒素酸化物の排出量削減について総合的な措置を具体的に示すこと。
- イ 工事中の事後監視については、工事最盛時は大気汚染物質濃度の1時間値を把握できる方法によって、それ以外の期間は簡易測定法によって、それぞれ適切に環境監視を行うこと。
- ウ 供用後の事後監視については、開店時などの供用最大時は大気汚染物質濃度の1時間値を把握できる方法によって、定常時は簡易測定法によって、それぞれ一定期間適切に環境監視を行うこと。

### 2 騒音について

- ア 吹田市全域における自動車騒音に係る環境基準又は吹田市環境基本計画に設定されている目標値の達成及び維持が厳しい状況であることを踏まえ、供用後に発生する自動車交通による騒音発生の抑制について総合的な措置を具体的に示すこと。

### 3 悪臭について

- ア 生ごみ集積施設から発生する臭気のほか、調理施設から発生する臭気についても適切な措置を講じること。

### 4 電波障害について

- ア 反射障害については、事前に完全に予測することが困難であることから、施設完成後にその実態調査を行い、問題があれば適切な対策を講じること。

### 5 景観について

- ア 近接する住宅地からの景観について、視点場を追加して予測を行うこと。
- イ 当該施設の北側及び東側の景観については、より一層の配慮を図るため、駐車場及びそれに至る施設内車路の開放部分の構造面、色彩面などについてさらに検討を加えるとともに、垂直緑化及び屋上緑化の採用に努めること。なお、今後も引き続き、吹田市都市景観アドバイザーなどの関係者からの意見を十分踏まえて、景観への配慮が図られるよう検討を行うこと。

### 6 廃棄物・発生土について

- ア 廃棄物・発生土の処理・処分のフローを明示すること。また、委託する運搬及び処理業者の責任能力を確認した上で、適切な環境配慮の実効性が担保されるような委託契約を締結すること。

### 7 交通について

- ア 開店時、催事時、行楽期などの交通集中のピーク時における対策について具体的に示すこと。
- イ 住区内通過交通対策として講じる措置を具体的に示すこと。
- ウ 自動車に替わる交通手段（公共交通機関、自転車など）による来店を促すために講じる措置を具体的に示すこと。

### 8 その他について

- ア 工事中の土砂運搬等の車両の出入りにおけるタイヤ等に付着した土砂・粉じん類は、洗車地等を設けて、工事現場外に出さない措置を取ること。なお、雨天時の濁水についても適正に措置すること。
- イ 本市環境影響評価審査会での審査の内容を十分に踏まえること。